

官民連携まちなか再生推進事業 令和4年度 募集要領

■ 募集期間

令和3年12月24日(金) ~ 令和4年1月21日(金) 12:00まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 諏訪、石井
Tel: 03-5253-8111(内線 32575、32563)

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 有賀、吉野
Tel: 03-5253-8111(内線 32965、32963)

令和3年12月
国土交通省
都市局

< 目 次 >

I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

1. 目 的・・ p. 1
2. 官民連携まちなか再生推進事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2

II. 募集内容

1. エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定・・・・・・・・ p. 6
2. 普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9

III. 補助対象事業の選定

1. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 1
2. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 1

IV. 応募申請、ヒアリング、交付申請等について

1. 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 4
2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 6
3. 選定後の交付申請等について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 6

V. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 7

VI. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1 8

<関連資料>

1. 官民連携まちなか再生推進事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
2. 応募様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
3. 【参考】官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和3年度）・・・・・・・・別 添
4. 【参考】官民連携都市再生推進事業補助金交付要綱（令和3年度）・・・・別 添

I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

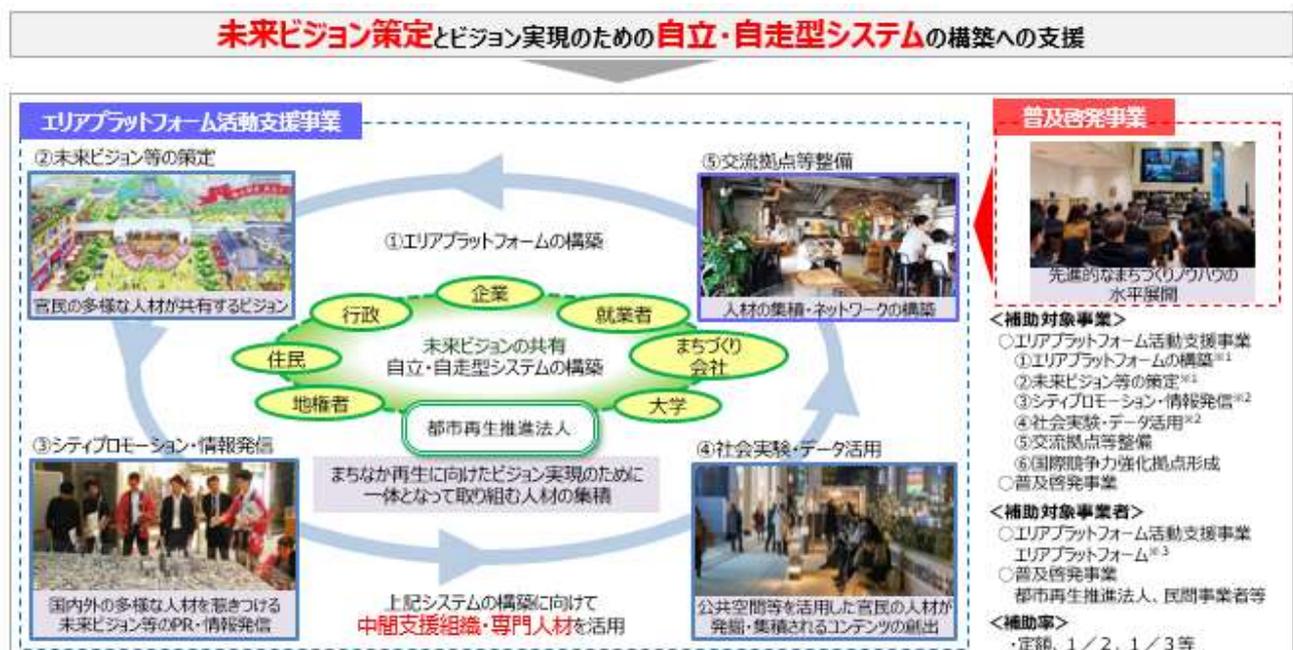
1. 目的

令和元年6月に「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」より、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生が提言され、今後の都市再生の方向性として、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することで、内外の多様な人材の交流を通じたイノベーションの創出、人間中心の豊かな生活を実現する都市を構築すべきと提言されました。提言を受け、まちなかの賑わい創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図る取組を推進しているところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、豊かで暮らしやすい「新たな日常」の実現に向けたまちづくりが求められています。

これらの取組を推進するためには、まちづくりに関する様々な主体の連携の下、官民が連携してまちづくりに取り組むことが重要です。そのため本事業は、官民の幅広い関係者が参画する官民連携のプラットフォームを構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムを構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の多様な人材が連携し、持続可能なまちづくりにつなげ、一層の都市再生を推進することを目的としています。

官民連携まちなか再生推進事業の概念図



※1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

※2：1事業あたり1年間に限る。 ※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

2. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

(1) エリアプラットフォーム活動支援事業

エリアプラットフォーム活動支援事業は、官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画（以下、「未来ビジョン等」という。）の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現に向けた各種取組など、以下の7つの事業により構成されています。

① エリアプラットフォームの構築

<補助対象>

未来ビジョン等の策定や未来ビジョンを実現するための自立・自立型システムの構築を目的とした官民連携によるエリアプラットフォームの構築・運営に要する費用

<補助対象地域>

全 国

<補助事業者>

エリアプラットフォーム、市区町村^{*1}

<補助率>

定 額^{*2}

② 未来ビジョン等の策定

<補助対象>

エリアの将来像や将来像を実現するための官民連携による取組等を記載した、未来ビジョン等の策定に要する費用

<補助対象地域>

全 国

<補助事業者>

エリアプラットフォーム、市区町村^{*1}

<補助率>

・ 定 額^{*2}（新規策定）

・ 1 / 2 （改定）

③ シティプロモーション・情報発信

<補助対象>

未来ビジョンに基づく、まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用

<補助対象地域>

全 国

<補助事業者>

エリアプラットフォーム

<補助率>

1 / 2^{*3}

④ 社会実験・データ活用

<補助対象>

未来ビジョンに基づく取組実施にあたり必要となる社会実験・データ活用、及び社会実験・データ活用の実施に必要な都市再生特別措置法に基づく以下の施設整備に要する費用

- ・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設
- ・都市再生（整備）歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設
- ・低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設

<補助対象地域>

全 国

<補助事業者>

エリアプラットフォーム

<補助率>

1 / 2^{*3}

⑤ 地域交流創造施設整備

<補助対象>

地域住民や就業者等が交流する機能を有した施設の整備に要する経費
ただし、以下の全ての要件を満たすものに限る。

- i) 既存施設のリノベーションによる整備であること
- ii) シェアオフィスその他の専ら営利事業の用に供する部分は除くこと
- iii) 地域住民や就業者等の交流を促す運営体制が構築されていること
- iv) 分野横断的な取組を推進する連携体制が確立されていること
- v) 当該施設が、未来ビジョンに当該地域の主たる地域交流創造拠点として位置づけがあること

<補助対象地域>

次のいずれかの区域

- ・滞在快適性等向上区域
- ・低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地
- ・立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域
- ・低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域

<補助事業者>

エリアプラットフォーム

<補助率>

1 / 3

⑥ 国際交流創造施設整備

<補助対象>

ビジネス創出を目的とした国内外の多様な人材が交流する施設整備に要する経費ただし、以下の全ての要件を満たすものに限る。

- i) 外国企業及び国際的な活動展開を目標に掲げる企業の利用企業全体に占める割合について、1 / 3以上を目標としていること
- ii) 海外都市との連携体制が確立されていること
- iii) 外国語対応（HPによる情報発信、外国語対応支援員の設置等）が図られていること
- iv) 当該施設が、当該地域の主たる国際交流創造拠点として位置づけがあること
- v) 既存施設のリノベーションによる整備であること
- vi) シェアオフィスその他の専ら営利事業の用に供する部分は除くこと

<補助対象地域>

次のいずれかの区域

- ・特定都市再生緊急整備地域
- ・以下の全ての要件を満たす都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る。）
 - ア. 未来ビジョン等に国際競争力の強化に係る目標値を明示した地域
 - イ. 「外資系企業の立地数」「観光客数（商用）」の伸び率のいずれかが全国平均値より高い都市

<補助事業者>

エリアプラットフォーム

<補助率>

1 / 3

⑦ 国際競争力強化拠点形成

<補助対象>

特定都市再生緊急整備地域内で都市再生緊急整備協議会が作成した「整備計画」に基づいた「国際競争力強化拠点形成計画」に記載されたクリエイティブ人材の連携・交流を促す事業

<補助対象地域>

国際競争力強化拠点形成計画内

<補助事業者>

エリアプラットフォーム

<補助率>

定額、1 / 2

- ※1 エリアプラットフォーム構築の準備段階においてのみ補助事業者とする。
- ※2 エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン新規策定に係る国費交付上限額を、単年度あたり合計1,000万円とする。(最大2年間、ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間)
- ※3 1事業1年間に限る。

国際競争力強化拠点形成は、予算成立後に制度要綱及び交付要綱に位置づけられる予定です。

(2) **普及啓発事業**

民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづくり活動に取り組んでいる又は取り組もうとしている者に普及啓発するために行う事業で、次の①又は②に掲げるものです。

- ① 都市の課題解決をテーマとし、多様な人材を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ② 上記①と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

<補助事業者>

都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類するもの(都市再生推進法人及び民間事業者等を構成員とするJVを含む。)

<補助対象地域>

全 国

<補助率>

定 額 (予算の範囲内)

Ⅱ. 募集内容

「エリアプラットフォーム活動支援事業」のうち、「① エリアプラットフォームの構築」「② 未来ビジョン等の新規策定」、及び「普及啓発事業」が募集対象となります。

なお、「③ シティプロモーション・情報発信」「④ 社会実験・データ活用」「⑤ 地域交流創造施設」「⑥ 国際交流創造施設整備」については、別途、市区町村を通じて要望調査を実施します。

1. エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

(背景)

まちなかの賑わい創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図るためには、官民のまちづくりに関する様々な主体が連携し、行政のまちづくりの方向性と取組、及び民間のまちづくりの方向性と主体的な取組、アイデアをもとに、一体的に取り組む官民連携によるまちづくりの推進が重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、場所にとらわれない働き方が定着しつつある中、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりも求められています。

(目的)

そこで、本事業においては、官民の幅広い関係者がエリアの将来像やまちづくりの方向性を議論・共有する官民連携のエリアプラットフォームの構築や当該エリアプラットフォームにおける議論を踏まえたエリアの将来像等を示した未来ビジョン等の策定を推進し、エリア再生を図ります。

(1) 事業主体

本事業の事業主体は、エリアプラットフォーム又は市区町村とします。

なお、エリアプラットフォームとは、以下の要件を満たす協議組織をいいます。

エリアプラットフォームの要件

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（特別区含む） ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材（大学の有識者等） ・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人 ・民間都市機構 ・金融機関 ・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

(2) 未来ビジョン

- ・未来ビジョンに記載する事項及び記載イメージは下図のとおりです。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項	※官民連携都市再生推進事業制度要綱に規定	記載のイメージ													
<p>○地域の特性の現状分析 都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題等を抽出・分析。</p> <p>○地域の特性を踏まえた目指す将来像 内外の多様な人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。</p> <p>○目指す将来像に向けた施策と役割分担 エリアの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。なお、中期から長期に取り組む施策については、施策実施に向けた検討体制を記載することも可。</p> <p>○目指す姿にむけたロードマップ エリアの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。</p>		<p>○ビジュアルで示すエリアの将来像</p>  <p>○将来像を実現する方針・施策や主体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>将来像</th> <th>方針</th> <th>施策</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">目指す姿</td> <td rowspan="2">①：〇〇</td> <td>①-1：〇〇</td> <td>都再法人</td> </tr> <tr> <td>①-2：〇〇</td> <td>〇〇市</td> </tr> <tr> <td>②：〇〇</td> <td>②-1：〇〇</td> <td>〇〇会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ロードマップ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>■短期 (R〇～R〇年度) ・具体的取組内容 ・定量目標 (ビジョンに基づく施策の実施)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>■中期 (R〇～R〇年度) ・具体的取組内容 ・定量目標 (エリア内の民間投資 〇件等)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>■長期 (R〇～R〇年度) ・具体的取組内容 ・定量目標 (エリア内の地価の改善 年度比〇%)</p> </div> </div>	将来像	方針	施策	実施主体	目指す姿	①：〇〇	①-1：〇〇	都再法人	①-2：〇〇	〇〇市	②：〇〇	②-1：〇〇	〇〇会社
将来像	方針	施策	実施主体												
目指す姿	①：〇〇	①-1：〇〇	都再法人												
		①-2：〇〇	〇〇市												
	②：〇〇	②-1：〇〇	〇〇会社												

(3) 対象地域

全 国

(4) 補助対象経費

○ エリアプラットフォームの構築

- ・ エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用（有識者等に対する謝礼金、シンポジウム等を実施するための会場使用料、有識者へ説明するための旅費等）

○ 未来ビジョン等の新規策定

- ・ 未来ビジョン等の策定のための基礎データの収集・分析、試行・実証実験、専門人材の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用（有識者等に対する謝礼金、勉強会を実施するための会場使用料、勉強会実施に必要なとなる臨時的な人件費、有識者へ説明するための旅費、コンサルタントへの委託費等）

(5) 補助金の額

定 額

- ※ ただし、エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン等の新規策定に係る国費上限額は、単年度あたり合計1,000万円

(6) 支援期間

- ・ 採択された場合、採択された年度に限り国費を交付します。次年度以降も国費の交付を希望される場合は、再度応募をお願いします。
- ・ エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン等の新規策定に係る支援期間は最大2年間です。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間とします。

(7) 予算額

令和4年度に係る官民連携まちなか再生推進事業全体の予算は総額3.44億円(国費)であり、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定に係る補助分はその内数となります。

2. 普及啓発事業

(背景)

まちづくり活動における民間の担い手は、公共空間の管理・運営といった行政サービスの提供に留まらず、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図る上で持続可能なまちづくりとするために、民間のアイデアや知見、能力を活かした主体的な活動が期待されており、官民連携によるまちづくりにおいて重要な存在です。

一方で、市町村が指定するまちづくり団体である都市再生推進法人の指定数や都市再生特別措置法の協定活用の実績は年々増加し、また、民間が主体となり持続可能なまちづくりを行う先進的な取組が行われつつありますが、全国でみるとこうした取組は十分とは言えず、引き続き、民間が主体的に取り組むまちづくり活動の促進に向けて、より実効性のある普及啓発が求められています。

(目的)

民間まちづくり活動の促進にあたり、現在増加傾向にある民間まちづくり活動をしっかりと定着させ、継続的な取組とすることが重要です。そのためには、先進的なまちづくり団体が実践しつつある人材の確保と活動を行う中で持続的に一定の収益を得るノウハウなどの修得が必要となります。他のまちづくり団体等もこのような先進団体のノウハウの修得とノウハウに基づく取組を実践できれば、民間まちづくり活動が各地で連鎖的に活性化しますが、まちづくり団体等が個別にノウハウ等を学ぼうとしても、時間的な制約等により修得することは一般的には困難と考えられます。

そこで、本事業では、民間まちづくり活動を一層強力に全国へ広めるため、先進団体のノウハウを他団体に水平展開する「普及啓発事業」への支援を行います。

(1) 事業主体

本事業の事業主体は、都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするJVを含む。）とします。

(2) 対象地域

全 国

(3) 補助対象経費

- ・ 都市の課題解決をテーマとし、多様な人材を巻き込んだワークショップ^{※1}を開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に要する費用^{※2}
- ・ 上記と連携した、優れたまちづくり活動の普及啓発に要する費用

※1 民間まちづくり活動における先進団体から講師を招いて開催し、具体的なエリアのスタディを行うなどの実践的なものをいいます。その際には、参加者はスタディの実施地域のみならず広く他地域からの参加者にも参加してもらうことを想定しています。

※2 参加者の交通費等は参加者負担となります。

(4) 補助金の額

定額（補助対象経費^{※3}の全額）で、予算の範囲内となります。

※3 本事業の対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、別途、地方公共団体等からの支援を受けて実施しても差し支えありません。

(5) 予算額

令和4年度に係る官民連携まちなか再生推進事業全体の予算は総額3.44億円（国費）であり、普及啓発事業に係る補助分はその内数となります。

<普及啓発事業の流れと効果>

① 国は、普及啓発事業に取り組む事業者を公募

対象：「居心地良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力向上を図り、都市利便増進協定制度の活用や低未利用地の有効活用等のまちづくり活動に取り組む先進的な者であって、普及啓発に関して実績のある者

選定：有識者会議に諮り、「多様な関係者を巻き込む実際の課題解決を図るワークショップ事業」など普及啓発効果が一定に高いと思われる提案を選定



国が事業者を選定

② 普及啓発事業の実施

事業者は、原則としてこれから民間が担い手となるまちづくり活動に取り組もうとする者又は推進する者に対し普及啓発事業等を実施し、一定に収益を得るノウハウを有する自立的なまちづくり活動の担い手及び支援者を育成。

参加者：地権者・建築実務家・自治体職員・まちづくりに関心を有する住民や就業者等



③ 民間が担い手となったまちづくり活動が全国に波及

自立してまちづくり活動に取り組む者と活動が定着。



参加者が行う地域におけるワークショップ等によりさらに普及。

このように、「普及啓発事業」については、特定の地域における民間まちづくり活動の普及啓発に終始するものではなく、その活動が他の地域、ひいては全国へと水平的に展開されることを目指しています。

Ⅲ. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業のうち、「エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定」及び「普及啓発事業」は、外部有識者等による意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

2. 選定基準

(1) エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

補助対象事業の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

ア. 形式審査

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォーム又は市区町村であること
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームの構築や未来ビジョン等の新規策定に関するものであること

イ. 内容審査

- ① 事業主体が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
 - ・事業主体は、調査・検討の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② 未来ビジョン等の新規策定の目的や策定方針、手法等が地域のまちづくり課題に沿ったものであること。
 - ・未来ビジョンの対象エリアについて、エリアの現状や強み弱み、課題などを的確に分析するとともに、未来ビジョンの策定方針や検討体制、検討プロセスが上記分析に対して適切に定められている地域に重点化を図ります。
 - ・ニューノーマル、デジタル社会等を踏まえ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方を実現するため、官民の関係者の役割分担の下、地域の資源として存在する官民の既存ストックやデジタル技術を活用し、ゆとりとにぎわいあるウォークブルなまちづくりの実現を目指したビジョンを策定する地域に重点化を図ります。

<参考イメージ>

【官民の既存ストックやデジタル技術を活用】

ポストコロナに対応した既存ストックの活用やデジタル技術の社会実装等によるエリア価値向上に向けた官民連携まちづくりなどによるコンパクトでウォークブルなまちづくりに対応したビジョン

【ゆとりとにぎわいのあるウォークブル空間の創出】

ゆとりと賑わいのある歩行者空間と中心としたウォークブル空間の形成に向けたビジョン

【オープンスペースを核とした新たな緑ある暮らしの形成】

まちなかに点在する緑のオープンスペースを活用した、「新たな日常」に対応した多様なライフスタイルを実践する場の創出に向けたビジョン

③ 未来ビジョン等の新規策定にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者（都市開発事業を施行する民間事業者や公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等）の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること。

- ・エリアプラットフォームにおいて、都市再生推進法人やまちづくりに関心を有する企業、NPO法人、住民などまちづくりに主体的に取り組む者が参画・連携する体制を構築（又は予定）している地域に重点化を図ります。
- ・エリアプラットフォームにおいて、市区町村のまちづくり部局に加え、未来ビジョン等の検討に関連する経済・産業、医療、福祉、公共施設管理部局、公安委員会等の行政関係者や、公共交通事業者などのまちづくりの取組の実施に関係する者等の多様な関係者が主体的に参画・連携する体制を構築（又は予定）している地域に重点化を図ります。

④ 様々な投資の誘発等によりエリア再生に寄与した優れた活動実績のある者（専門人材等）や団体の参画や支援が見込まれていること。

- ・様々な投資の誘発等によりエリア再生に寄与した優れた活動実績のある者や団体の参画や支援が見込まれているとともに、その活動実績がエリアの課題や課題解決にむけたエリア再生の方向性と一致している地域に重点化を図ります。

⑤ 策定予定の未来ビジョン等に基づく事業として、民間によるパブリック空間の創出や活用が見込まれることなど、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

- ・②～④を踏まえ、パブリック空間利活用の方向性、民間によるパブリック空間の創出・活用に向けた取組（官民連携によるパブリック空間の創出・活用に資する事業^{※1}、ウォーカーブル税制^{※2}の活用、都市再生整備計画における滞在快適性等向上区域^{※3}の設定等）の内容や検討の方向性について、具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。
- ・②～④を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、豊かで暮らしやすい「新たな日常」の実現に資する取組として実施するパブリック空間利活用の内容や検討の方向性について、具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。

※1 官民連携によるパブリック空間の創出とは、日常的に広く一般の方が利用可能である公共的な民間敷地を整備すること。民間によるパブリック空間の活用とは、道路や公園等の公共空間の利活用、公園や公有地等の公共空間において民間による施設運営（例：Park-PFI）を行うことをいう。

※2 ウォーカーブル税制とは、官民が一体となって魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する税制の特例措置をいう。

※3 滞在快適性等向上区域とは、都市再生特別措置法第46条第2項に規定されている区域であり、具体的には都市再生整備計画の区域内に定める歩ける範囲のエリアであって、賑わいあふれるまちづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域をいう。

⑥ 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。

- ・エリアプラットフォームの持続的な活動を実現するための安定的な財源確保の方策及び人材確保・組織体制構築に向けた取組や方向性について、具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。

(2) 普及啓発事業

普及啓発事業の補助対象事業の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

ア. 形式審査

- ① 事業主体が、都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするJVを含む。）であること
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた普及啓発事業であること

イ. 内容審査

- ① 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことのできる体制を構築していること
 - ・事業主体は、事業の運営や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること
 - ・事業の取組テーマがエリアの再生やデジタル技術を活用したまちづくりをテーマとしたものであり、かつ取組内容や手法等が先導的、先進的なものに重点化を図ります。
- ③ 事業主体が、事業において普及啓発を図る取組内容や手法に関する実績・経験のある人材を確保していること
 - ・民間のまちづくり活動の担い手の育成に資する経験・実績が豊富な人材を活用した事業であるものに重点化を図ります。
- ④ 多様なまちづくりの担い手との連携を構築していること
 - ・これまで事業主体が行ってきた活動等通じて、育成した人材が自立的なまちづくり活動を実践し、事業主体がそれらの人材と連携体制を構築しているものに重点化を図ります。
- ⑤ 事業の実施により、各地での地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること
 - ・事業を通じて水平展開されるノウハウ等の活用した各地におけるまちづくり活動により、地域の魅力・活力の向上等の効果が見込めるものに重点化を図ります。
- ⑥ 事業の実施により、各地での取組の持続性・継続性が高いと期待されること
 - ・事業を通じて水平展開されるノウハウ等の活用により、各地での民間主体となった持続可能なまちづくり活動の実現可能性が高いと見込めるものに重点化を図ります。

IV. 応募、ヒアリング、交付申請等について

1. 応募について

(1) エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

補助金の交付を希望される場合は、様式に必要な事項を記載し、市区町村を經由して地方整備局等に提出してください。なお、提出時には全ての提出物を揃えた上で、提出してください（補助事業者がエリアプラットフォームの場合、エリアプラットフォームの規約及び構成の名簿が提出日までに必要となることについてご注意ください）。

<提出物>

○市区町村が補助事業者の場合

以下の電子データ

- ・応募様式A（エクセル形式）
- ・応募様式C-1, 2（ワード形式）
- ・応募様式C-3（ワード形式、該当する場合）
- ・上記すべてのデータを一つに統合したPDFデータ

○エリアプラットフォームが補助事業者の場合

以下の電子データ

- ・応募様式A（エクセル形式）
- ・応募様式C-1, 2（ワード形式）
- ・応募様式C-3（ワード形式、該当する場合）
- ・エリアプラットフォームの規約^{※1}
- ・エリアプラットフォームの構成員名簿
- ・上記すべてのデータを一つに統合したPDFデータ

※1 規約とは、エリアプラットフォームの「設置目的」「設立年月日」「活動内容」を確認できる資料です。

- ※ 補助金の交付を希望される事業が「エリアプラットフォームの構築」のみの場合も、提出物は上記となります。
- ※ 官民連携まちなか再生推進事業を活用して「エリアプラットフォーム構築」のみを行った場合も、必ず未来ビジョン等の策定を行っていただく必要がありますので、様式中の未来ビジョン等の策定に関する事項についても、必ず記載してください。

<提出方法>

市区町村を經由して、地方整備局等へ電子メールにて提出

(2) 普及啓発事業

補助金の交付を希望される場合は、様式に必要な事項を記載し、地方整備局等に直接提出してください。

<提出物>

以下の電子データ

- ・応募様式B（エクセル形式）
- ・応募様式C-1, 2（ワード形式）
- ・応募様式C-3, 4（ワード形式、該当する場合）
- ・上記すべてのデータを一つに統合したPDFデータ

<提出方法>

直接、地方整備局等へ電子メールにて提出

(3) 提出締切

令和4年1月21日（金）12:00 管轄の地方整備局等必着（提出先一覧を参照）

なお、上記は地方整備局等の必着日時です。「エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定」は市区町村を經由して地方整備局等に提出する必要があることから、市区町村の締切日については、エリアプラットフォームが所在する市区町村にお問い合わせください。

<提出先一覧>

局	部	課・係	提出先(メール)	住所	問合せ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	※お電話にてお問合せください。	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	※お電話にてお問合せください。	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	※お電話にてお問合せください。	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 市街地事業係	※お電話にてお問合せください。	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-511-6190
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	skr-chdd@mlit.go.jp	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	※お電話にてお問合せください。	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

(4) 応募様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません。
変更が必要な場合は、必ず予めお問い合わせ先にご連絡ください。
- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落としすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・「1. 応募について」に記載されている提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出は妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等を編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング（原則オンライン）を予定しています（2月上旬）。実施の際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる交通費・通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願いいたします。

3. 選定後の交付申請等について

- ・補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。
なお、交付申請の手続き等詳細については「官民連携都市再生推進事業交付要綱」をご参照ください。
- ・手続きの流れは、別添の官民連携まちなか再生推進事業の実施フローを参照してください。
- ・補助事業として採択された場合は、官民連携都市再生推進事業制度要綱第8条の規定に基づき、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

V. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び事業制度要綱、補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

(補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外となりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。
- ・ したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得なければなりません。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めています。国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告をお願いいたします。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出していただくこととしております。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。
- ・ 振込口座について、エリアプラットフォームの場合はエリアプラットフォームの交付申請者であることが明確に分かる口座名義としてください。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行う予定です。

VI. よくある質問

(1) エリアプラットフォームについて

No	質問	回答
1	エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像実現に向けた取組を行います。
2	エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
3	エリアプラットフォームが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
4	オブザーバーとして参加する者も構成員と見なすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
5	市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして見なせません。
6	都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
7	エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
8	既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
9	法人格のない任意団体であるエリアプラットフォームや民間事業者等も、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。

(2) 未来ビジョン等について

No	質問	回答
10	未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
11	未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあつては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。

12	未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。
13	1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
14	未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。
15	未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
16	都市計画マスタープランを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスタープランを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスタープランに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。

(3) エリアプラットフォーム活動支援事業について

No	質問	回答
17	「エリアプラットフォームの構築」と「未来ビジョン等の新規策定」の同時応募は可能ですか。その際、応募件数は1つですか。	エリアプラットフォームの構築と未来ビジョン等の策定を同一年に実施することは可能です。事業主体毎に、応募に必要な提出物を1セット提出願います。
18	応募する事業が2年間を予定している場合、今回の記載内容は募集年度分のみを記載すれば良いですか。また、次年度分は別途応募することとなりますか。	記載対象は主に当該年度分です。ただし、様式 A に「補助事業実施後の予定」を記載する項目があるので、そちらに今後のご記入をお願いします。また、次年度分については、改めて応募していただくこととなります。
19	支援期間について、「試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間」とありますが、この試行・実証実験の要件はありますか。	要件は設けておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした、豊かで暮らしやすい「新たな日常」の実現するビジョン検討に必要な試験的な取組(※)を想定しています。 ※例えば、ゆとりとにぎわいある日常空間形成を行う取組が考えられます。
20	エリアプラットフォーム活動支援事業に応募する場合、応募様式 C-4(共同企業体標準協定書)は必要ですか。	エリアプラットフォーム活動支援事業応募する場合、応募様式 C-4(共同企業体標準協定書)は、提出不要です。普及啓発事業に、共同企業体として応募する場合に、応募様式 C-4 が必要です。
21	添付する規約等は、原本でなければなりませんか。	写しで構いません。

22	人件費の具体的な対象はどのようなものですか。エリアプラットフォームの運営事務局職員の人件費は対象となりますか。	例えば、実証事業時に必要となる交通誘導員等、事業執行に直接必要な事務に従事する臨時職員に限り対象となります。継続的に雇用されている者や、庶務、経理等の一般事務に従事する者は対象外です。
----	---	--

(4) 普及啓発事業について

No	質問	回答
23	エリアプラットフォーム活動支援事業につながる取組のみが普及啓発事業の補助対象となるのですか。	エリアプラットフォーム活動支援事業の実施につながる取組のみならず、都市の課題解決をテーマに、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづくり活動に取り組んでいる又は取り組もうとしている者に普及啓発するために行う事業が補助対象となります。 なお、普及啓発事業は、特定の地域における民間まちづくり活動の普及啓発は目的としておらず、全国へと水平的に展開されることを目指しているものです。
24	様式 B-1「5年以内に実施した同種・類似業務の実績」の欄は、まちづくりに関する実績を記載することは可能ですか。	本欄に記載する実績は、まちづくり活動やそのノウハウを普及啓発する事業の実績を記載してください。

(5) その他（エリアプラットフォーム活動支援事業、普及啓発事業共通）

No	質問	回答
25	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
26	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
27	応募内容は公表されますか。	提出物は公表しませんが、採択された場合は、採択案件一覧として補助事業者と取組概要を公表する予定です。 [参考：R3 年度] https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000338.html
28	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。現時点では、4月上旬に内定通知を発出予定であり、その後交付決定を行いますので、内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
29	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で相手との調整等が難航した場合、次年度への繰越は可能ですか。	地方整備局等と協議の上、協議が整えば次年度への繰越は可能です。ただし、可能な限り、要望額は当該年度で執行可能な金額となるよう十分に精査していただくようお願いします。
30	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第2条の19に基づき、事業完了後に支払いとなります。